

令和6年度社会福祉法人安中市社会福祉協議会事業計画

1. 基本理念

「住み慣れた地域の中で誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」

2. 基本方針

少子高齢化や核家族の進行、コロナ禍による社会全体への影響で、従来の福祉的課題に加え、孤独・孤立の問題が深刻化し、生活困窮者の課題もより複雑化しています。地域では、社会参加、交流活動やボランティア活動、地域住民同士の支え合い・見守り活動等が地域課題解決への重要な活動であるため、福祉への意識向上や活動参加する機会を増やす取り組みが求められています。

こうした中、安中市と安中市社会福祉協議会との協働で策定した「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」は4年目に突入しました。令和6年度は、誰一人取り残さず、制度や分野を超えて地域住民の暮らしや生きがいを住民同士でともに高め合うことができる地域づくりを目指します。

また、介護保険事業の運営強化及び安定した運営を図ることを目的に実施している「介護運営推進会議」を引き続き実施し、職員意識の改革と具体的な事業展開を協議して、利用者の意思を尊重し質の高いサービス提供ができる事業所運営を目指します。

そして、令和3年度から取り組んでいる災害等の緊急事態が発生した際に、本会の事業継続を考える基になる「事業継続計画(BCP)」の定期的な協議を行い、災害対応ができる組織づくりを目指します。地域福祉事業では、生活困窮相談が増加していることから、支援体制強化として「ふ～どばんく annaka」の円滑な支援ができる体制づくりと信頼関係構築を意識した事業展開の拡充を図ります。権利擁護の推進においても、令和5年度から開始した「法人後見事業」の基盤強化と周知を図ってまいります。

令和6年度も基本理念である「住み慣れた地域の中で誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を目指します。そのために、区長会、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、ボランティア実践者、行政等多様な関係者・機関とのネットワークを有する社協が中核となって、市民や地域の関係団体等との連携を図り、事業の調整と着実な推進に努めてまいります。

3. 重点目標

(1) 福祉課題を見逃さない地域づくりの推進

住民同士がお互いに助け合い、支え合う活動が創出できるように、居場所づくりや福祉活動の推進を図ります。具体的には、孤立・孤独とならないために、ふれあい・いきいきサロンや見守り活動が地域で主体的に活動できる環境づくりを支援します。

また、生活支援体制整備で、地域課題の把握と具体的に支援する社会資源の開発ができる人材育成に取り組みます。

(2) 法人後見事業の基盤整備と包括支援体制の構築

後見人等の不足を補うため、本会がその受け皿の一端となり後見業務を行います。判断能力が不十分なために意思決定が困難な人の判断能力を補うため本会が成年後見人等になり財産管理、身上保護等を行うことにより権利擁護を図ります。法人後見運営委員会により、受任の適否の判断及び後見業務の指導を受け、適正な後見業務を担保します。本会の強みである地域支援ネットワークをはじめ、弁護士、司法書士等の専門職と協力し後見業務を行い、更に、本人の気持ちに寄り添った支援のため、意思や考えを引き出すなど、本人自らの価値観や選好に基づく意思決定に努めます。

(3) 介護保険事業の安定した運営

介護保険事業の運営は、財政、人材(不足)とも厳しい状況にありますが、今後更に増える要介護者を地域で支えるために、サービスの質は確保しつつ、事業の効率化を図り事業継続、安定した運営ができるように努めます。

また、介護保険制度では支えられない困りごとを社協が持つ地域ネットワークを活かし、本人が思う暮らしを実現できるように、本人を中心とした新たなネットワークの構築に努めます。

4. 主要事業

法 人 運 営	
事 業	内 容
理事会・評議員会等の開催	理事会・評議員会及び正副会長会議を隨時開催し、適正な社協運営を図る。
定款の変更、規則、規程の制定、改廃等例規整備	社会福祉法人制度の改革に伴う適正な社協運営、円滑な事業実施のため諸規程等の整備を行う。
関係機関・団体との連絡・調整	事業を円滑に推進するため、行政及び社会福祉関係機関・団体等との連絡調整を積極的に行い、連携強化を図る。
社会福祉大会開催	社会福祉事業の推進に功労があった個人または団体を表彰する。
表彰、顕彰、慶祝、祝い金、見舞金等支給、配分	慶祝お祝い、お見舞い金等を支給する。
地域福祉への参加及び周知	地域に必要な福祉活動等を具体化するための協力及び理解を広げる。地域福祉活動者への支援に努め活動への参加を促す。 普通会費 一口 300円(各世帯) 賛助会費 一口 1,000円(個人) 特別賛助会費 一口10,000円(企業等)
広 報 活 動	市民への福祉情報の提供、意識啓発のため、社協あんなか発行並びにホームページの運営・管理等を行う。広報活動は、社協の組織や福祉事業の周知で重要な役割を果たす。広報委員会を中心に市民参加による広報を発行していく。
各種チャリティー事業後援、協力	寄付、福祉を目的とする事業に後援・協力し、住民福祉の向上を図る。
寄 付 金 の 受 入	浄財を受け入れ、適切な寄付金の利用方法を検討し実施する。

経理及び諸事務	各会計予算・決算の総合的な経理処理・調整、委託金・補助金の請求事務等各会計経理事務並びに職員に関する給与、人事、福利厚生、研修、文書の収受など諸事務を円滑に行う。
福祉振興基金の活用	市民福祉の向上に資する特定事業及び財務の健全運営を図るために設置している福祉振興基金の有効かつ効率的な活用を図る。
福祉団体等への助成	市内福祉団体の運営または事業に適切な助成を行い地域福祉の向上を図る。
役員等研修の実施	理事、監事、相談員、ボランティアセンター運営委員など役員等の見聞を広め、社協運営に資すると併に、役員同士の交流を深めることを目的として役員改選の年に研修を実施。
職員研修の実施	各種外部研修への派遣や内部研修の実施により社協職員としての資質向上を図る。
職員連絡調整会議の開催	本所、支所及び施設間の連携強化を図るとともに、職員間の融和を促進するため、定期的に職員連絡調整会議を開催する。
事業継続計画(BCP)の見直し	緊急事態(災害等)が発生したときに、事業(福祉サービス提供、生活を支える支援等)の継続及び早期復旧を可能とするために平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めて置く計画を隨時見直す。また、防災訓練を実施し、参加職員の意見を取り入れて改善を図る。

地域福祉事業	
事業	内容
支部社協強化、助成	市内14地区に設置されている支部社協の運営及び支部社協で実施する地域福祉活動に対して会費収納額の40%相当の交付金支給及び協力支援を行い、その育成強化を図る。
ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン及び居場所支援	日常生活の中で地域に根ざした福祉サービスが展開できるようにするため、ふれあい・いきいきサロン活動及び子育てサロン活動に対して積極的に相談援助、助成を行いその拡大を図る。そして、高齢者サロンに対して、居場所づくりを推進する。具体的には、開催回数に応じて助成を行い、住民の交流する機会の増加を目指す。また、安中市ふれあい・いきいきサロン推進連絡会と連携を図り、サロン活動の推進を援助する。

福祉ふれあいまつり開催	市内の社会福祉関係団体及び協力団体の参加・協力のもと、子どもからお年寄り、そして障害者が一緒に集い、ふれあう機会を作る。そして、福祉の啓発及び福祉活動の重要性を周知し地域福祉活動の推進を図る。
共同募金事業	安中市共同募金委員会の事務局として、赤い羽根共同募金活動、歳末たすけあい募金活動及び共同募金配分事業を実施し、住民福祉活動の原点ともいえる市民の助け合い精神の高揚を図る。
福祉バス事業	本法人の会員、社会福祉関係団体等が実施する研修会や社会見学等に福祉バスを貸し出し、その円滑な運行を行う。運行管理を業務委託し、安全面の強化を図る。 なお、車椅子に対応するリフト付き福祉バスの導入により、車椅子が必要な人の利用に対応する。
ひとり暮らし高齢者保養事業 (市受託事業)	市内在住70歳以上の人暮らし高齢者を対象に旅行を実施し、生きがいの創出を図る。
住民参加型福祉 サービス「きずな」	介護保険法をはじめとする公的サービスでは対応が困難な高齢者や、父子・母子または障害者の世帯等に対し、家事援助、外出介助、子どもの世話等、非営利かつ有償である「住民参加型福祉サービス」を市民の協力を得て実施し、住民福祉の推進を図る。
日常生活用具・ 福祉車輛貸出 (市受託事業)	在宅の寝たきり高齢者、身体障害者及びその家庭の便宜を図るため、日常生活用具あるいは福祉車輛(車椅子同乗低床車輛)の貸出を促進し、その福祉の推進を図る。
小地域福祉活動推進事業 (安中市ふれあいネットワーク)	地域で生活する高齢者や障害がある方や生活課題を抱えた方等を把握する地図作成を希望する地域に職員を派遣し、地域の安心ネットワークの構築を図る。また、見守り活動の理解を深める活動や見守り活動団体の情報交換会を実施して、見守り活動の活性化を図る。そして、個別避難計画策定に関して行政や関係機関と連携して進める。
地域福祉活動計画	令和3年度から5年間の計画を策定し、計画に沿って社会福祉に関する活動を実施し、社会福祉を目的とする事業を経営する人や福祉関係機関等と協働して地域福祉の推進を図る。第4期計画策定に向けて座談会を実施する。

安中市徘徊SOS ネットワーク事業 (市受託事業)	高齢者や認知症をはじめとする支援を必要とする方々が、安心して暮らせるまちづくりを目的に、市内関係機関、団体等がお互いに連携し、徘徊者等を探す住民ネットワークの構築を推進する事業。事業内容を検討する運営協議会を設置している。
生活支援体制整備事業 (市受託事業)	介護保険法改正により地域包括ケアシステム構築の実現に向けた取り組みとして、地域住民同士で支える仕組みづくりを「生活支援コーディネーター」を設置して地域住民や関係機関等と連携して地域福祉の推進を図る。また、事業展開の見直しを行い、支え合い活動の創出や住民意識の向上を図る施策を実施する。
ボランティアセンター 活動事業	ボランティア活動者やボランティア団体の活動支援を行い、市民の福祉意識の高揚とボランティア活動の振興を図る。具体的には、ボランティア保険の加入代行や活動助成、ボランティア相談、福祉情報の提供及びボランティア養成等を行い、地縁組織や福祉施設、企業等と連携しながらボランティア活動の推進を図る。そして、学校や地域の福祉教育、防災、福祉体験等の実施を促し、福祉人材の育成を図る。本年度はLINEを活用して、ボランティア情報を発信する。
フードバンク事業 (市受託事業)	複合的な福祉課題の発掘や専門的な福祉支援に繋げるために対象者との信頼関係構築のためのきっかけづくりを目的に食料支援を実施する。食品等管理システムを活用して食料品等の管理を行い、イベント型フードバンクを実施し、対象者の発掘と啓発活動も行いながら、行政、福祉関係団体、企業等と連携して支援ネットワークの構築を図る。

福祉サービス利用支援事業

事 業	内 容
小口生活資金貸付事業 (市受託事業)	市内に在住している方で生活に困窮し、一時的な生活費、医療費等の小口生活資金の支出困難な世帯に対して必要な資金の貸付けを行い、その世帯の更生と福祉の増進を図る。
生活福祉資金貸付事業 (県社協受託事業)	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯へ対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより安定した生活を送れるよう、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図る。また、特例貸付を含む償還指導を実施し、生活課題解決に向けて寄り添い自立した生活が送れるように支援を行う。
心配ごと相談事業	市民の日常生活上のあらゆる心配ごとに対し、適切な助言、指導、援助その他必要な相談に応じることにより住民福祉の向上に資する。 安中本所:第2 木曜日 午前9時~11時30分
福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)	認知症高齢者や障害のある方等の中で、判断能力が不十分な方が地域で安心して日常の生活を過ごせるよう、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払いなどを生活支援員が援助・代行し、社会福祉の向上を図る。
生活困窮者自立支援制度 (協力・連携)	資金の貸付希望者の多くが、単に貸付けを行うだけでは解決できない複合的な課題を抱えている現状にある。生活福祉資金と生活困窮者自立支援制度が連携して対応することにより、これらの者に対してもより一層、自立が図れるものとなるよう、効果的な支援を行う体制を構築する。
安中市権利擁護センター 事業 (市受託事業)	障害等により判断能力が十分でない方の不動産や預貯金等の財産管理や福祉サービス利用契約を支援する成年後見制度の利用促進できる体制づくりをし、事業周知及び相談を行うことで安心して生活できる支援を行う。そして、安中市権利擁護センターの運営を行い、成年後見制度利用促進協議会を設置し、周知、啓発、専門職相談等を実施し、自立支援を図る。
法人後見事業	認知症高齢者や障害がある方など意思決定が困難な人の財産管理や福祉サービス等の利用契約を法人(社会福祉協議会)が、成年後見、保佐人、補助人となり安心して生活を送れるように支援を行う。

在宅福祉サービス事業

事 業	内 容
居宅介護支援事業	居宅サービス計画作成、介護サービス事業等の連絡調整、介護保険施設の紹介、サービス利用実施状況の把握、社会資源の活用・構築など、適切なサービスの提供に努めるとともに、研修等を活用して担当職員の資質向上を図る。また、BCPを基本として災害や感染症等の非常事態が発生した場合も、サービス利用者の安全配慮できる体制の構築を進めていく。そして、複雑な課題を抱えたケース検討を行い、対応強化し、さらに利用者の意思を尊重しながら寄り添う支援をする。
指定訪問介護事業	訪問介護計画の作成、介護サービス(身体介護、生活援助、通院等乗降介助)の提供など、利用者の自立支援に向けたサービスの提供に努めるとともに、内部研修及び派遣研修により担当職員の資質の向上を図る。
障害者総合支援法における居宅介護	身体若しくは精神上の障害又は傷病等、特定疾患を抱えた方の居宅介護計画の作成、居宅介護サービスを提供する。市及び保健・医療機関等との連携を図り、適切な援助の提供に努める。
ホームヘルプサービス事業 (市受託事業)	妊娠中や出産後で家族等から家事や育児の支援を受けられない方へホームヘルパーを派遣し、家事援助、育児支援を行い、もって福祉の増進を図る。
福祉有償運送事業	介護を必要とする高齢者や障害者など、公共交通機関を利用して移動することが困難な方が、福祉有償運送事業会員登録することにより、通院などを目的に有償で行う移送サービスを実施する。

多機能型支援施設COSMOS事業

事 業	内 容
就労継続支援B型事業	障害者総合支援法に基づき、障害者(身体・知的・精神)の自立に向け、就労に繋げる為の生産活動の提供、社会との交流に便宜を図る事業を実施し障害がある方々の自立と自己実現を支援致します。一般就労等に向け、作業技術、対応スキルの向上が図れるように支援指導等を行って参ります。
生活介護事業	障害者総合支援法に基づき、介護等が必要な障害者(身体・知的・精神)が、地域において安心した生活を営むことができるよう身辺処理支援、介護サービスの提供及び、創作活動、生産活動、余暇、入浴介助等を行い自己実現への支援致します。
特定相談支援事業	日常生活に関する相談や障害者総合支援法に基づく特定相談支援サービスの提供(成人向け相談)により、障害者の方々が住み慣れた地域において、自立した社会生活を営むことができるよう支援(基本相談、計画作成等)を行います。
障害児相談支援事業	日常生活に関する相談や児童福祉法に基づく障害児相談支援サービスの提供(障害児向け相談)により、障害児の方々が住み慣れた地域において、安心した社会生活を営むことができるよう支援(基本相談、計画作成等)を行います。

収 益 事 業

事 業	内 容
すみれヶ丘聖苑売店の経営	売店の円滑な運営を図る

福祉団体事務

安中市老人クラブ連合会をはじめ、群馬県遺族の会安中支部、安中市ボランティア連絡協議会、安中市ふれあい・いきいきサロン推進連絡会、福祉ふれあいまつり実行委員会の事務局として、各種事業、役員会、研修会の実施や関係機関との連携を図ることにより福祉の推進に努める。